

# 府中市中小企業・小規模企 業振興基本条例

広島県府中市

# 府中市の産業

## 府中市の産業の歴史

府中市の地は、大化の改新後「備後国」行政府である国府が置かれて以来、備後地域の政治・経済・文化の中心となり、中世以降、現代まで情報・物資が交流して多くの人々が関わりをもつ場所となってきました。

江戸時代の頃から「藍」、「桐」、「こんにゃく」、「煙草」などの農林産物の集積地として商業が盛んになり、それに伴って集散物を加工する機能が求められ、「繊維」、「木工」、「食品」などの工業が盛んになりました。人情味豊かな中に進取の気性を持った人々の努力によって、家内工業から重化学工業へと多彩な産業が発展してきました。

## 府中市の産業の特徴

内陸地帯で海に面さない小さな都市ながら、繊維、木工、家具、食品、機械、金属、電子など多種多様な業種が集積しているほか、オンリーワン・ナンバーワンの製品・技術を持つ企業が多数あり、ものづくりの盛んな地域です。

## 府中市の企業の99.9%は中小企業

府中市には、1,752社の企業があり、このうち、1750社が中小企業、中小企業1750社のうち、1,557社が小規模企業です。

中小企業庁:市区町村別企業数(民営、非一次産業、2016年)

# 府中市中小企業・小規模企業 振興基本条例

## 条例制定の背景

近年、急速な少子高齢化と人口減少、消費者ニーズの多様化・多面化、労働力不足や後継者不足の進行、さらに、デジタル社会の進展や脱炭素化など、社会経済情勢は大きな変革期を迎えており、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような背景のなか、本市が将来にわたり持続的に発展していくためには、地域活用の維持・向上が不可欠であることから、中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本としながら、これらの企業が育ち、飛躍することができる環境を地域全体で連携・協力して整備することが重要です。中小企業・小規模企業の振興が地域社会の活性化と本市の発展につながることを明らかにし、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定します。

# 条例の概要

## 目的

市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域社会の活性化を根底にすえて、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を地域全体で図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

**基本理念** 中小企業・小規模企業の振興は、次のことを基本理念として行います。

① 中小企業・小規模企業が本市経済の発展に寄与し、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえる。

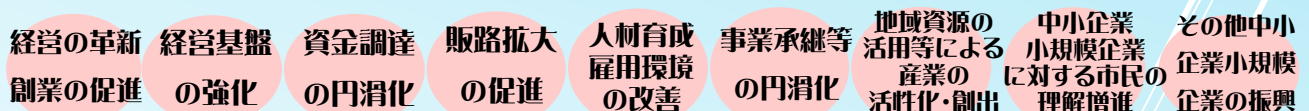
② 中小企業者・小規模企業者の自助努力・創意工夫による事業活動の促進。

③ 市・中小企業者・小規模企業者・大企業者・中小企業支援団体・金融機関等と市民の連携・協力を図る。

## 各主体の役割



## 施策の基本方針



## 条例の理念を高める取組

### 府中市官民連携会議の設置

中小企業・小規模企業、事業者支援団体等から広く意見を聴く会議を設置し、現状を把握し、中小企業・小規模企業の振興施策に反映させていく。

### 基本方針に基づく施策の推進

基本方針と産業振興ビジョンの施策を融合させ、優先順位を設定しながら重点的な取組を実施していく。

# 府中市中小企業・小規模企業振興基本条例(令和4年府中市条例第4号)

## (前文)

府中市の地は、大化の改新後「備後国」行政府である国府が置かれて以来、備後地域の政治・経済・文化の中心となり、中世以降、現代にいたるまで情報・物資が交流して多くの人々が関わりをもつ場所となってきた。

江戸時代には石州街道の宿場町として発展し、「藍」「桐」「こんにやく」「煙草」などの農林産物の集積地となり、集散物を加工することに対する高い需要から、「繊維」、「木工」、「食品」などの家内工業が盛んとなった。明治期の近代工業化にともない、伝統的な家内工業に加えて重化学工業へと多彩な産業が発展してきた。

そうして、技術と精神が脈々と受け継がれ発展してきた本市には、多種多様な業種が集積し、オンリーワン・ナンバーワンの製品・技術を持つ企業が多数あり、その事業規模も、大規模生産から匠の技が生きる中小企業・小規模企業まで多様性に富んだ「ものづくり産業のまち」である。

このような産業の特徴を持つ本市において、中小企業・小規模企業は、全企業数の大多数を占め、本市経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、市民生活の向上に大きく寄与してきた重要な存在である。

しかしながら近年において、急速な少子高齢化と人口減少、消費者ニーズの多様化・多面化、労働力不足や後継者不足が進行し、さらには、デジタル社会の進展や脱炭素化などにより、社会経済情勢は大きな変革期を迎えており、本地域の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした背景の中、本市が将来にわたって持続的に発展していくためには、地域活力の維持・向上が不可欠であることから、まず中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本としつつ、中小企業・小規模企業が育ち、飛躍することができる環境を地域全体で連携及び協力して整備することが重要である。

中小企業・小規模企業の振興が地域社会の活性化と本市の発展につながることを明らかにし、もって市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域社会の活性化を根拠にすえて、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を地域全体で図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者であって、市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有するものをいう。
- 2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- 3) 中小企業・小規模企業 第1号に掲げる中小企業者及び前号に掲げる小規模企業者の総称をいう。
- 4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- 5) 中小企業支援団体 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- 6) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって、市内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいう。

## (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1) 中小企業・小規模企業が本市経済の発展に寄与し、雇用の場を創出し、働く人の生きがいある生活を支えるなど、市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- 2) 中小企業者及び小規模企業者の自助努力及び創意工夫による事業活動が促進されること。
- 3) 市、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等及び市民の連携及び協力が図られること。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2) 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者、小規模企業者、大企業者、中小企業支援団体、金融機関等及び市民と相互に連携して取り組むものとする。
- 3) 市は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

## (中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

- 2) 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努め、働く人の生きがいある生活を支えるとともに、地域社会の一員として、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- 3) 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、自主的かつ着実な事業運営を図るよう努めるものとする。

## (大企業者の役割)

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇いを支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業に対し、その事業の成長及び発展に配慮し、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上並びに小規模企業者の持続的な発展を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- 2) 中小企業支援団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (市民の理解及び協力)

第9条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

## (施策の基本方針)

第10条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- 1) 経営の革新及び創業を促進すること。
- 2) 経営基盤の強化を促進すること。
- 3) 資金調達円滑化を促進すること。
- 4) 販路の拡大を促進すること。
- 5) 人材の育成及び雇用環境の改善を図ること。
- 6) 事業の承継等の円滑化を図ること。
- 7) 地域資源の活用等による産業の活性化及び創出を促進すること。
- 8) 中小企業・小規模企業に対する市民の理解の増進に努めること。
- 9) その他中小企業・小規模企業の振興を図ること。

## (教育の充実)

第11条 府中市立学校設置条例(昭和39年府中市条例第10号)に規定する学校は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行い、認識向上に努めるものとする。

## (会議の開催)

第12条 市は、中小企業者、小規模企業者及び中小企業支援団体等が参画する会議を定期的に開催し、広く意見を聴取することにより、中小企業・小規模企業の現状把握をするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。